

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	1年(令和9年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 4 8 号
令 和 8 年 3 月 1 3 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

型式認定を受けた駆動補助機付自転車の普及と利用の更なる促進について(通達)
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第39条の3の規定により、人の力を補うため原動機を用いる自転車(以下「駆動補助機付自転車」という。)の製作又は販売を業とする者(以下「製作事業者等」という。)は、その製作し、又は販売する駆動補助機付自転車の型式について国家公安委員会の認定(以下「型式認定」という。)を受けることができることとされている。また、一見して型式認定を受けたものかどうかを明瞭に識別できるようにすることにより基準に適合した製品の普及と利用の促進を図るため、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則(平成4年国家公安委員会規則第19号)第14条の規定により、型式認定を受けた製作事業者等は、型式認定に係る駆動補助機付自転車に標章(TSマーク)等を表示することができることとされている。

近年、ペダル付き電動バイク(自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定するものをいう。)又は一般原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車のうち、同号イに該当するものをいう。))であって、電動機に加えてペダルを備え、電動機を作動させずペダルを用いて人の力により走行させることができるものをいう。以下同じ。)を駆動補助機付自転車と称して販売する事業者が見られ、ペダル付き電動バイクにはアシスト比率の基準(府令第1条の3第1号ロ及びハに規定する基準をいう。)を満たさないものも存在していることから、駆動補助機付自転車を購入し、又は利用しようとする者に対しては、標章(TSマーク)が表示されているなど自転車の交通ルールが適用される車両の使用を奨励することにより、これらの者が誤ってペダル付き電動バイクを利用して交通事故を起こし、又は交通違反をすることがないようにするための取組を進める必要がある。

警察庁においては、型式認定を受けた駆動補助機付自転車の一層の利用促進を図るため、引き続き型式認定制度の概要及び型式認定を受けた駆動補助機付自転車の一覧をウェブサイト上で公表することとしているところ、各都道府県警察においても、引き続き型式認定を受けた駆動補助機付自転車の利用を推奨することをそのウェブサイトに掲載するなどの取組を実施されたい。あわせて、販売事業者等に対しても、駆動補助機付自転車を購入し、又は利用しようとする者の求めに応じて、認定品の販売に努めるよう働き掛けを実施されたい。

なお、「型式認定を受けた駆動補助機付自転車の普及と利用の促進について(通達)」(令和6年4月8日付け警察庁丁交企発第115号)は廃止する。